

経済産業省

20250203保局第1号

認定高度保安実施設置者の認定についての一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和7年2月14日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

認定高度保安実施設置者の認定についての一部を改正する規程

認定高度保安実施設置者の認定について（20231211保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和7年2月14日から施行する。

認定高度保安実施設置者の認定について（20231211保局第1号）の一部を改正する規程（案）

新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
 改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
別添1 電気事業法施行規則第95条の3第2号に掲げる書類の記載事項について (略)			別添1 電気事業法施行規則第95条の3第2号に掲げる書類の記載事項について (略)		
省令の要求事項	申請書類又は現地確認書類の例	評価の視点	省令の要求事項	申請書類又は現地確認書類の例	評価の視点
別表第8の一 本社の関与及び法令遵守の確保			別表第8の一 本社の関与及び法令遵守の確保		
1 (略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>電気工作物の保安の確保に関する責任の所在を明確にしていること。</u> ・ <u>法人の代表者が、電気工作物の保安管理等に係る法令遵守のための指針並びに保安管理等の方針及び目標を定めて、それらを現場に浸透させていること。</u> ・ <u>法人の代表者が、保安管理等に係る目標の達成状況を適時に確認し、及び当該目標を達成するために必要な指示をしていること。</u> ※「保安管理等」には、寿命管理、自主検査、日常点検、定期点検、運転管理の実施などの保安管理の他、教育訓練その他の保安管理の実施体	1 (略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>電気工作物の保安管理等に関連する法令遵守及び全社の保安管理の方針・目標を現場に浸透・維持させていること。</u> (新設) (新設) ※「保安管理等」には、寿命管理、自主検査、日常点検、定期点検、運転管理の実施などの保安管理の他、教育訓練その他の保安管理の実施体

改 正 後			改 正 前		
		制の整備や保安管理システムの構築が含まれる。			制の整備や保安管理システムの構築が含まれる。
2	(略)	(略)	2	(略)	(略)
3	(略)	(略)	3	(略)	(略)
別表第8の二 保安に係るリスク管理の体制			別表第8の二 保安に係るリスク管理の体制		
1	(略)	(略)	1	(略)	(略)
2	(略)	(略)	2	(略)	(略)
3	(略)	-	3	(略)	-
別表第8の三 サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保			別表第8の三 サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保		
(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準じ、事業者の状況やシステムの<u>サイバーセキュリティリスク</u>に応じて適切に<u>サイバーセキュリティ対応体制</u>が構築されていること(基本的対応方針、適用範囲、組織体制、責任範囲、実施事項)。 保安の確保のために活用する情報通信技術に電力制御システム等(電力制御システム及び電力制御用ネットワークの全体をいう。)に接続されるネットワーク機器が含まれる場合、ネットワークに対する十分な<u>サイバーセキュリティ対策</u>が行われていること。 <u>活用する情報通信技術に応じて、その導入前に電力制御システム等に係るサイバーセキュリティリスク</u> 	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準じ、事業者の状況やシステムの<u>セキュリティリスク</u>に応じて適切に<u>セキュリティ対応体制</u>が構築されていること(基本的対応方針、適用範囲、組織体制、責任範囲、実施事項)。 保安の確保のために活用する情報通信技術に電力制御システム等(電力制御システム及び電力制御用ネットワークの全体をいう。)に接続されるネットワーク機器が含まれる場合、ネットワークに対する十分な<u>セキュリティ対策</u>が行われていること。 (新設)

改 正 後			改 正 前		
		<p><u>を特定し、対策し、及び対策後の残存リスクを確認していること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>サイバーセキュリティに係る事故発生時の対応に関する訓練が定期的に行われていること。</u> ・<u>定期的にサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認し、及びサイバーセキュリティに関する最新の知見を踏まえて、継続的な改善に努めていること（「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準じた対策にとどまらず、機器の導入前にサプライチェーン・リスクを確認し、及び対策し、並びに内部脅威対策を実施する等の更なる対策に自発的に取り組んでいることが望ましい。）。</u> 			<ul style="list-style-type: none"> ・<u>定期的なセキュリティ対策の実施状況の報告及びサイバーセキュリティに関する最新の知見を踏まえて、継続的な改善に努めていること。</u> ・<u>サイバーセキュリティに係る事故発生時の対応に関する訓練が定期的に行われていること。</u>
第 95 条の 4 第 2 項 情報通信技術の活用			第 95 条の 4 第 2 項 情報通信技術の活用		
一 (略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保安管理を行うための情報通信技術の活用について、組織として導入に関する調査・検討を行い、適切な情報通信技術を選定・導入していること。</u> <p>(情報通信技術の導入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> -<u>センサ等から収集したデータを利用して行う設備健全性に関する先進的な劣化予兆診断技術(寿命・劣化診断)の導入及びリスク評価への活用</u> 	一 (略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保安管理を行うための情報通信技術の活用について、組織として導入に関する調査・検討を行い、適切な情報通信技術を選定・導入していること。</u> <p>(導入する情報通信技術の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> -<u>設備健全性に関する先進的な劣化予兆診断技術(寿命・劣化診断)</u>

改 正 後			改 正 前		
		<ul style="list-style-type: none"> -ICT/IoT を用いた発電設備の遠隔監視・制御並びにデジタルツイン技術及び AI 等による発電設備の運転最適化 -ドローンを活用した高所の効率的な点検、保安管理業務に係る事務処理の自動化その他の省力化やヒューマンエラーの防止に資する技術による保安管理業務等の効率化及び高度化 -ベテランによる作業の様子の映像アーカイブ化及びデータ解析を活用した暗黙知の可視化等による技術伝承の円滑化 ・設備の規模及び稼働率等を踏まえ、情報通信技術の活用<u>の必要性及び有効性を考慮しつつ、適切な情報通信技術を選定していること。</u> 			<ul style="list-style-type: none"> -ICT/IoT を用いた発電設備の遠隔監視・制御、AI 等による発電設備の運転最適化 -その他、ドローンを活用した点検など人による保安管理技術・作業を効率化/高度化する保安技術 <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の規模や稼働率等に応じて、情報通信技術の活用について<u>必要性や効果等を考慮した上で、適切な情報通信技術が選定されていること。</u>
二 (略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の信頼性及び導入に伴い想定される保安管理上の問題を<u>確認した上で、必要な対策を講じていること。</u> (例) <u>情報通信技術の活用<u>の有効性を実証試験等により評価し、並びに導入によってかえって生じる保安管理上のリスク(ドローンの墜落による物損等)を特定し、対策し、対策後の残存リスクを確認し、及びそれらの記録を作成し、保存していること。</u></u> 	二 (略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の信頼性及び導入に伴い想定される保安管理上の問題の<u>確認を行っていること。</u> <p>(新設)</p>

改 正 後			改 正 前		
		<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の活用中に保安全管理上の異常が認められた際の対応手順等を確立していること。 ・情報通信技術の活用によって得られた知見等を反映し、保安全管理体制を改善する仕組みを構築していること。 ・上述の各プロセスにおいて外部システムを利用する場合は、開発事業者等との協力体制を確保し、機能保証に関する確認を完了していること。 <p>※外部システムとは、申請者がシステムの構成等を把握していない外部の事業者が運用するシステムのこと。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の活用中に保安全管理上の異常が認められた際の対応手順等を確立していること。 ・情報通信技術の活用によって得られた知見等を反映し、保安全管理体制を改善する仕組みを構築していること。 ・上述の各プロセスにおいて外部システムを利用する場合は、開発事業者等との協力体制を確保し、機能保証に関する確認を完了していること。 <p>※外部システムとは、申請者がシステムの構成等を把握していない外部の事業者が運用するシステムのこと</p>
三 (略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>情報通信技術の活用について、組織としてその必要性を明らかにした上で、情報通信技術の導入に関する方針並びに目標及びその達成のための計画を定めていること。</u> ・情報通信技術の導入に必要なリソース（予算・人材等）を確保した上で、<u>上記の計画を実行しており、かつ、保安全管理部門の長や事業所長が、情報通信技術の導入に積極的に取り組んでいること。</u> 	三 (略)	(略)	<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の導入に必要なリソース（予算・人材等）を確保しているなど、<u>保安全管理部門の長や事業所長が、情報通信技術の導入に積極的に取り組んでいること。</u>

改正後			改正前		
告示の要求事項	申請書類又は現地確認書類の例	評価の視点	告示の要求事項	申請書類又は現地確認書類の例	評価の視点
(一般要求事項) 第2条 (略)	-	-	(一般要求事項) 第2条 (略)	-	-
(保安管理部門及び事業所の体制) 第3条 (略)	-	-	(保安管理部門及び事業所の体制) 第3条 (略)	-	-
一 (略)	(略)	(略)	一 (略)	(略)	(略)
二 (略)	(略)	・保安管理を行う全ての従業員が、 <u>保安の確保に関する責任を自覚し、並びに協力会社と連携して保安の維持及び向上に自発的かつ積極的に取り組む組織風土を醸成するための仕組み(保安の確保に関する経営層と現場担当者との対話、安全大会、安全に関する提案の協力会社からの聴取その他のマイプラント意識の醸成に向けた活動等)</u> を構築し、及び絶えずその改善を図っていること。	二 (略)	(略)	・保安管理を行う全ての従業員が、 <u>安全に関する理解を深めるための活動(アンケート調査や現場との対話による改善提案活動等)に参加できる仕組みを構築していること。</u>
2 (略)			2 (略)		
一 (略)		・事業所における各階層・組織・協力会社間の保安管理の責任・役割が明確化されていること。 ※告示における「事業所において保安管理を行う組織」とは、事業所長の配下にある保安管理を担当する組織のこと。	一 (略)		・事業所における各階層・組織・協力会社間の保安管理の責任・役割が明確化されていること。 ※告示における「事業所において保安管理を行う組織」とは、事業所長の配下にある保安管理を担当する組織のこと。

改 正 後			改 正 前		
	<ul style="list-style-type: none"> ・保安管理組織図 ・業務分掌規程 ・保安規程 ・自主検査における協力会社及び協力事業者（自主検査の検査結果の合否判定を行う事業者をいう。）の管理に関する事項を定めたもの及び管理の記録 	<p>※協力会社とは、運転管理や日常及び定期の点検、補修等の保安管理に係る作業の委託先又は請負先のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>協力会社への要求事項を定め、協力会社の作業員の力量、使用する測定機器の校正記録及び作業結果を必要に応じて確認できる仕組みを整え、並びに協力会社の作業員の安全確保に取り組んでいること。</u> ・協力会社のうち、協力事業者については、その管理に関する以下の事項を定め、管理を適切に実施していること。 <ul style="list-style-type: none"> -当該事業者への要求事項 -当該事業者の選定基準 -当該事業者に委託する業務に対する検証の要領 ・協力事業者に委託した業務に対する検証の結果を記録していること。 		<ul style="list-style-type: none"> ・保安管理組織図 ・業務分掌規程 ・保安規程 ・自主検査における協力事業者（自主検査の検査結果の合否判定を行う事業者をいう。）の管理に関する事項を定めたもの及び管理の記録 	<p>※協力会社とは、運転管理や日常及び定期の点検、補修等の保安管理に係る作業の委託先又は請負先のこと。 (新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力会社のうち、協力事業者については、その管理に関する以下の事項を定め、管理を適切に実施していること。 <ul style="list-style-type: none"> -当該事業者への要求事項 -当該事業者の選定基準 -当該事業者に委託する業務に対する検証の要領 ・協力事業者に委託した業務に対する検証の結果を記録していること。
二 (略)	(略)	-	二 (略)	(略)	-
(危険源の特定及び評価等) 第4条 (略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の経験、知識、運転管理データ、保守管理データ又は事故データ等に基づき、想定される危険源（ハザード）を特定していること。 ・特定したハザードに係るリスクが顕在化する頻度や影響度を検討し、<u>及び必要に応じてリスクマトリクス等を用いて定性的又は定量的評価を実施していること。</u> ・<u>リスクを評価し、当該評価の結果を踏まえて、回避・低減等の対応策を</u> 	(危険源の特定及び評価等) 第4条 (略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の経験、知識、運転管理データ、保守管理データ、事故データ等に基づき、想定される危険源(ハザード)を特定していること。 ・特定したハザードに係るリスクが顕在化する頻度や影響度を検討し、必要に応じてリスクマトリクス等を用いて定性的又は定量的評価を実施していること。 ・<u>リスクの影響度を評価し、回避・低減の対応策を講じる必要性のあ</u>

改 正 後			改 正 前		
		<p>講じる必要性のあるリスクに対し、保安管理手法（検査の方法・頻度）を見直す又は補修を行う等の品質の適正化につながる適切な対応策を定め、当該対応策を実施し、並びに実施後の有効性の確認（対応後の残存リスクの特定及び評価等）及び改善を行うサイクルを構築していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険源特定の知見を有する人材を保安に影響を与える危険源の特定の責任者として選任すること。 ・事業場の最新の状況をリスク評価に反映し、又は燃料転換時にリスク評価を行うなど、危険源に関する情報を最新のものとする<u>こと</u>で新たな危険源を特定し、評価し、適切な対応策を定め、及び当該対応策を実施するための体制が構築されていること。 <p><u>(例) バイオマス発電設備の運転、アンモニア混焼の実施、起動停止の増加その他の火力発電設備の工事、維持及び運用に係る様々なリスクについて、先行他社等の外部の知見を活用等しつつ、特定し、評価し、及び対策等する体制が整っている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・告示第11条第1項第5号の規定に基づき、リスクの特定、評価及び対策等に係る記録を保存していること。 			<p>るリスクに対し、保安管理手法（検査の方法・頻度）を設定する等の適切な対応策を決定・実施する<u>など、保安管理に適切に活用していること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険源特定の知見を有する人材を保安に影響を与える危険源の特定の責任者として選任すること。 ・<u>危険源に関する情報を最新のものとするための体制</u>が構築されていること。 <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後			改 正 前		
(略)	-	-	(略)	-	-
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)	-	-	2 (略)	-	-
(保安管理の実施状況の調査及び評価) 第6条 (略)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査、評価及び当該評価を踏まえた見直しの手順を示した文書 ・評価指標の具体例について示した文書 ・特定要求事項に適合していることを確認するための方法を示した文書 ・調査及び評価の結果を記録する方法を示した文書 ・調査及び評価を適切に実施するために必要な情報の収集について示した文書 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備ごとに適切な運転管理の基準並びに日常点検及び定期点検の項目、方法、頻度及び判定基準その他の特定要求事項があらかじめ定められていること。 ※<u>法第55条第1項の特定電気工作物以外の事業用電気工作物の保安管理も審査の対象であることに留意すること。</u> ・設備の安全性を高めるために実施する監視項目を定め、当該項目の分析に必要なデータ要素等を設定していること。 ・適切な周期で、保安管理が特定要求事項に適合しているかを確認し、並びに収集・蓄積した記録等を活用して保安管理が保安の確保のために適切な内容となっているかの評価を行っていること。 (例) <u>事業場において点検等があらかじめ定められた規程に則り実施されているかを定期的に確認し、当該規程に定められた点検の方法、頻度及び運転管理の方法等について、点</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査及び評価の手順を示した文書 ・評価指標の具体例について示した文書 ・特定要求事項に適合していることを確認するための方法を示した文書 ・調査及び評価の結果を記録する方法を示した文書 ・調査及び評価を適切に実施するために必要な情報の収集について示した文書 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備ごとに適切な運転管理の基準並びに日常点検及び定期点検の項目、方法、頻度及び判定基準その他の特定要求事項があらかじめ定められていること。 (新設) ・設備の安全性を高めるために実施する監視項目を定め、当該項目の分析に必要なデータ要素等を設定していること。 ・適切な周期で、保安管理が特定要求事項に適合しているかを確認し、並びに収集・蓄積したデータを分析して保安管理が保安の確保のために適切な内容となっているかの評価を行っていること。 (新設) 	

改 正 後			改 正 前		
		<p><u>検、事故の記録及び第4条のリスク評価の結果等を踏まえてその適切性を評価し、並びに必要なに応じてあらかじめ定められた規程に則り見直しを行っている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集された資料や情報が一覧できる形で纏められていること。 <p>※第3項に掲げる必要な情報の例。 巡視点検や定期点検等のチェックリスト、<u>定期点検の結果及び運転記録等</u></p>			<ul style="list-style-type: none"> ・収集された資料や情報が一覧できる形で纏められていること。 <p>※第3項に掲げる必要な情報の例。 巡視点検や定期点検等のチェックリスト、<u>監視項目の分析用データ等</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	-	(略)	(略)	-
(教育訓練) 第10条 (略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・保安管理を行う従業員に求める保安管理に関する技術、技能及び知識の水準並びにその評価の方法について定められていること。 ・保安の水準の維持・向上のために、教育プログラムが実施され、当該プログラムの内容が、最新の事故事例等を踏まえて、必要に応じて見直されていること。 <p>※第1号～第5号に掲げる事項の例。</p> <p>一 保安管理システムに係る要求事項及び特定要求事項（保安に係る規程類など）についての教育</p>	(教育訓練) 第10条 (略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・保安管理を行う従業員に求める保安管理に関する技術、技能及び知識の水準並びにその評価の方法について定められていること。 ・保安の水準の維持・向上のために、教育プログラムが実施され、当該プログラムの内容が、最新の事故事例等を踏まえて、必要に応じて見直されていること。 <p>※第1号～第5号に掲げる事項の例。</p> <p>一 保安管理システムに係る要求事項及び特定要求事項（保安に係る規程類など）についての教育</p>

改 正 後			改 正 前		
		<p>二 セキュリティ教育、情報管理教育、事故等のデータベース等に関する教育</p> <p>三 コンプライアンス教育</p> <p>四 安全防災教育</p> <p>五 基本教育、環境・品質教育及びその他の保安に関する高度な教育訓練（以下がその例）</p> <p>1. 高度なリスクアセスメント教育</p> <p>危険源特定に係る基礎講座、事例紹介及び実践講座等を通して、事業所内で適切に危険源特定を実施できる人材を適切に育成していること。</p> <p>2. 高度なエンジニア教育及び技術伝承</p> <p>熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐために、技術者育成及び技術伝承等の適切な教育を実施していること。</p> <p>3. 高度な体感教育</p> <p>実習又は危険体感等を適切に実施していること。</p> <p><u>・事業場における将来的な人員の減少、ベテラン技術者の引退等を見据えて、人材育成の高度化、効率化及びベテラン技術者の有する技術の伝承等に取り組んでいること。</u></p>			<p>二 セキュリティ教育、情報管理教育、事故等のデータベース等に関する教育</p> <p>三 コンプライアンス教育</p> <p>四 安全防災教育</p> <p>五 基本教育、環境・品質教育及びその他の保安に関する高度な教育訓練（以下がその例）</p> <p>1. 高度なリスクアセスメント教育</p> <p>危険源特定に係る基礎講座、事例紹介及び実践講座等を通して、事業所内で適切に危険源特定を実施できる人材を適切に育成していること。</p> <p>2. 高度なエンジニア教育及び技術伝承</p> <p>熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐために、技術者育成及び技術伝承等の適切な教育を実施していること。</p> <p>3. 高度な体感教育</p> <p>実習又は危険体感等を適切に実施していること。</p> <p>(新設)</p>

改正後			改正前		
(略)	(略)	-	(略)	(略)	-
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)